

補助金の支払い時期について

補助金は「精算払い」となっています。

- ・工事代金を支払ったことを確認してから、補助金を交付します。
 - ・工事代金を支払ったことが確認できる書類(領収書等)が、必要となります。
- ※補助金は書類審査、現地検査で不備がないことが確認されてから、5日程度で指定口座へ振り込まれます。

【精算払いでの対応が難しい事業者の方】

補助金の交付がなければ、工事代金を支払えない場合、補助金を「概算払い」で交付することが可能です。

- ・補助金を活用して工事代金を支払うことが可能となります。

○概算払いを受けるための条件

- ・経済的理由により、補助金がなければ工事代金の支払いができない状況にあること
- ※県によるヒアリングを実施する場合があります。
- ・補助対象工事が完成していること
- ※工事前、工事中の概算払いはできません。ただし、複数の業者に発注している場合で、一部の業者の工事が完了し、請求書が発行されている場合、当該工事分を完了と見なし、概算払いをすることができます。

○概算払いを受けるために必要な書類

- ① (様式第6号) 新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費概算払請求書
- ② 銀行等から発行される残高証明書
 - ・①に記載された「概算払い請求の理由」が適切であるか確認します。
- ③ 工事代金の請求書
- ④ 工事の実績が確認できる写真等
 - ・写真(改修前、改修後)
- ⑤ 誓約書
 - ・補助金交付後、速やかに工事代金を支払うことを知事あてに誓約してください。

○留意事項

- ・補助金の交付を受けたら、速やかに施工業者へ工事代金を支払う必要があります。
- ・工事代金を支払い後、補助金実績報告書を提出する必要があります。
- ・補助金実績報告書が提出されない場合、補助金交付の決定を取り消し、補助金を返還していただきます。ただし、工事の全てが完了していない場合は、全ての工事完了後、実績報告書を提出してください。また、年度を超える場合は、令和3年3月15日までに新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金(設備改修工事等)実績報告書(進捗状況報告)(様式4-1号)を提出する必要があります。
- ・概算交付金額が実績金額を上回った場合、その差額を返還していただきます。

【手続きの流れ（概算払い）】

①交付申請 → ②交付決定通知の受領 → ③改修工事の実施
概算払い請求までの手続きは上記のとおりです。「申請の手引き」をご覧ください。

※ 複数の業者に発注し、一部の業者の工事が完了した場合。

【工事全て完了】

【工事一部完了】

☆概算払い請求

「概算払いを受けるために必要な書類」を郵送。（簡易書留など追跡ができる方法に限る。）

☆概算払い請求

「概算払いを受けるために必要な書類」を郵送。（簡易書留など追跡ができる方法に限る。）

☆現地または書類検査

（現地検査の場合、申請者の立会い要）

☆書類検査

☆概算払補助金の受領

・ 概算払いが必要な理由を知事が認め、写真等により改修工事内容に不備がないことが確認できた場合、5日程度で補助金が指定口座に振り込まれます。

☆概算払補助金の受領

・ 概算払いが必要な理由を知事が認め、写真等により改修工事内容に不備がないことが確認できた場合、5日程度で補助金が指定口座に振り込まれます。

☆工事代金の支払い

☆工事代金の支払い

④実績報告

「補助金の受領に必要な書類」を郵送。

（簡易書留など追跡ができる方法に限る。）

・ 提出前に改修工事契約業者への工事代金の支払いを済ませる必要があります。

※工事代金支払い後、速やかに提出してください。

⑤交付額確定通知の受領

交付額確定通知を受領。

・ 通知は報告書類等を事務局が審査し、不備がないことが確認できた場合に送付されます。

【受付窓口】

新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金事務局

〒400-0031 甲府市丸の内一丁目5番4号 恩賜林記念館内

電話 055-236-1230

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者 印

新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金（設備改修工事等）について、新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 概算払金振込先

金融機関名（金融機関コード）： ()
支店名（支店コード）： ()
預金種別：
口座番号：
口座名義（フリガナ）： ()

記入例

様式第6号

令和 ○年 ○月 ○日

山梨県知事 殿

事業者の代表者印を押印して
下さい。

所在地 山梨県○○市○○△丁目□番地
名称 株式会社 ○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○ 印

新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費概算払請求書

令和 ○年 ○月 ○日付け第△△△号で交付決定のあった新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金（設備改修工事等）について、新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 4,000,000 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考
8,000,000	0	8,000,000	4,000,000	

3 概算払い請求の理由

○○○○、.....

交付決定を受けた額を記入
してください。

今回請求する金額を記入し
てください。

4 概算払金振込先

金融機関名（金融機関コード）：○○銀行（□□□）

支店名（支店コード）： ○○支店 （○○○）

預金種別： 普通

口座番号： ○○○○○

口座名義（フリガナ）： 株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○

（カブシキガイシャ ○○ ダイヒョウトリシマリヤク○○ ○○）

概算払いが必要な具体的な理
由を記入してください。

補助金の振込を希望する口座の情報
をご記入ください。
振込先の口座は、申請事業者ご本人の
口座に限ります。

(参考例)

山梨県知事 様

誓 約 書

私、「〇〇〇〇」は、補助金の概算払いを受けた後、速やかに工事施工者「△△△△」に請求された工事代金を支払うとともに、工事の全てが完了し、工事代金を全て支払い後は、速やかに補助金実績報告書を提出することも併せて誓約します。

令和〇年〇月〇日
〇〇〇〇 (自筆) 印

上記について、確認しました。

令和〇年〇月〇日 施工業者名 △△△△ 印